

2020年1月10日

企業会計基準委員会 御中

TAKARA & COMPANYグループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

**企業会計基準公開草案第66号
「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見**

拝啓 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より2019年10月30日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問 1 (回答者の属性)

お寄せ頂くご意見を今後の審議において適切に踏まえるために、本公開草案の質問にご回答頂くにあたって、いずれの立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人、学識経験者、その他）に基づいてご回答いただいているかをご記載ください。

ディスクロージャー支援会社

質問 2 (表示に関する質問)

(質問 2-1) 顧客との契約から生じる収益の区分表示又は注記及び表示科目に関する質問

本公開草案の顧客との契約から生じる収益の区分表示又は注記及び表示科目に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 2-2) 表示に関するその他の質問

(質問 2-1) 以外の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3 (注記事項に関する質問)

(質問 3-1) 原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めるという本公開草案の基本的な方針に関する質問

本公開草案では、包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを含めたうえで、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 3-2) 重要な会計方針の注記に関する質問

本公開草案における重要な会計方針の注記の定めに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 3-3) 開示目的に照らして注記事項を判断するという本公開草案の基本的な方針に関する質問

本公開草案では、企業の実態に応じて、企業自身が開示目的に照らして個々の注記事項の内容を決定することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 3-4) 収益認識に関する注記の定めに関する質問

本公開草案の収益認識に関する注記の定めに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意するが以下を確認したい。

①80-10項における収益の分解情報については、既存のセグメント情報で、会計基準第80-10項に示す収益を分解する区分に適うと判断される場合や、セグメント情報に関連して収益の分解情報を示す場合等(169項)とされているため、マネジメントアプローチに基づいた収益の分解情報(例えば、内部取引を含んでおり財務諸表に計上された金額とは一致しない収益の分解情報)の開示であっても、財務諸表に計上されている収益の額と調整欄を設けて(以下イメージ)調整すれば問題ないか確認したい。

	Aセグメント	Bセグメント	調整	財務諸表
X国	XXX	XXX	△XX	XXX
Y国	XXX	XXX	△XX	XXX
合計	XXX	XXX	△XX	XXX

②80-19項において「本会計基準の適用における重要な判断」の規定がある。日本基準において収益以外の他の会計基準を適用するにあたって重要な判断がなされている場合がある可能性もある。

IFRS第15号の開示規定をそのまま取り込むとはいえ、日本基準にIAS1.122に相当する規定がない中で、収益に関してのみ会計基準の適用における重要な判断の開示規定を設けた趣旨を結論の背景に記載したほうが良いのではないかと。

(質問 3-5) 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記の定めに関する質問

本公開草案の連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記の定めに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 3-6) 四半期財務諸表における注記の定めに関する質問

本公開草案の四半期財務諸表における注記の定めに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。なお、収益認識に関する会計基準(案)の80-5項では、収益の分解情報について、「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。」とあるため、四半期でも同様の扱いであることを念のため確認したい。

質問 4 (契約資産の性質に関する質問)

本公開草案の契約資産の性質に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。なお、契約資産について金銭債権として取り扱う旨の規定が削除されたが、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第4項(1)における時価開示の対象となるかどうかを結論の背景に記載していただけないか。

質問 5 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 5-1) 適用時期に関する質問

本公開草案では、比較年度の表示及び注記についての一定の経過措置を設けたうえで、2018年会計基準の適用日を踏襲し、20XX年改正会計基準等を2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由(仮に、本公開草案で提案している表示又は注記事項の一部の項目について提案されている適用日までの対応について困難が想定される場合にはその内容、理由及び対応に要すると見込まれる期間)をご記載ください。

同意する。

(質問 5-2) 早期適用に関する質問

本公開草案の早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する

(質問 5-3) 経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 6 (設例及び開示例に関する質問)

(質問 6-1) 設例に関する質問

本公開草案における設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 6-2) 開示例に関する質問

本公開草案における開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する

■ その他

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第16項の表示方法の変更には、経過措置に従った場合の取り扱いが規定されていない。質問5-3のように表示方法の変更においても経過措置が設けられる場合があることから、企業会計基準第24号第10項と同様、経過措置に従った場合の取り扱いを第16項に設ける必要があるのではないか。

以 上